

おいらせ町復興推進協議会会議概要

1. 日 時

平成25年7月18日（木） 午後3時00分から午後3時20分

2. 場 所

おいらせ町役場 分庁舎4階 401会議室

3. 出席者

(1) 構成員

おいらせ町 商工観光課 課長 澤田 常男

株式会社日本政策投資銀行 東北支店東北復興支援室 次長 蓮江 忠男

株式会社青森銀行 法人営業部法人営業課 調査役 野口 真人

東北容器工業株式会社 専務取締役 辻 啓史

(2) 事務局

おいらせ町 商工観光課 課長補佐 三村 俊介

おいらせ町 商工観光課 主任主査 安藤 靖

(3) オブザーバー

復興庁青森事務所 所長 宮本 仁

復興庁青森事務所 政策調査官 大石 忠雄

(4) 関係者

東北容器工業株式会社 総務部総務経理グループ課長代理 高橋 直樹

株式会社青森銀行 城下支店支店長代理 大川原 章浩

4. 議事概要

(1) 開会 [15:00]

(おいらせ町商工観光課 三村課長補佐)

(2) 挨拶

(おいらせ町商工観光課 澤田課長)

当協議会は、復興特区法に基づき、復興推進計画の策定に関し、必要な事項について協議するため、7月11日に設置要綱を制定し、本日設置されたものである。

東日本大震災により、当町においても商工業・漁業関連を中心に甚大な被害を受け、被害総額は約19億円に上っている。

こうした中、復興特区法が施行され、昨年3月に、青森県、八戸市、三沢市、階上町と共同で、青森県復興推進計画「あおもり生業づくり復興特区」を策定し、復興推進に

努めているところである。

本日、協議いただく「おいらせ町復興推進計画（案）」についても、復興特区法の規定に基づく復興特区支援利子補給金制度を活用するために策定するものであり、東北容器工業株式会社が段ボール製品生産設備の増設をする事業の内容を盛り込んだ復興推進計画について、慎重な協議をお願いするものである。

構成員においては、本計画の主旨をご理解いただき、復興の推進と地域産業の活性化のため、特段のご指導とご理解を賜りたい。

(3) 出席者紹介

(おいらせ町商工観光課 安藤主任主査)

(4) おいらせ町復興推進協議会（地域協議会）の設置について

(おいらせ町商工観光課 安藤主任主査)

本協議会は東日本大震災からの迅速な復興を支援するため、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立し、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的な支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援をすることとしている。

このたび、おいらせ町中平下長根山地域において段ボール製品生産設備の施設を増設する、東北容器工業株式会社が、計画の目標を達成する上で、当町の中核を担うものと位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対して、復興特区法第44条の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を当町が策定するものである。

計画の申請に当たっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須であり、協議会において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されている。

当協議会は、設置要綱に定めているように、計画を策定するおいらせ町、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関、及び事業の実施主体が構成員となっており、本日、協議会の開催のためにお集まりいただいたところである。

(以下、「おいらせ町復興推進協議会設置要綱」により説明。)

(5) 議事

(おいらせ町復興推進協議会設置要綱第4条第1項並びに第5条第1項の規定により
商工観光課長が会長となり議事を進行。)

(会長：商工観光課 澤田課長)

おいらせ町復興推進計画（案）について、事務局の説明を求める。

(事務局：商工観光課 安藤主任主査)

(「おいらせ町復興推進計画（案）」により説明。)

なお、復興特区法の規定により、復興推進協議会を組織したときには、遅延なく、その旨を公表することとなっており、当町のHPにおいて、協議会の設置要綱、復興推進

計画（案）、本日の議事概要を掲載することとなる。

趣旨をご理解いただき、了承願いたい。

（会長：商工観光課 澤田課長）

説明のあった「おいらせ町復興推進計画（案）」について、質問、意見を伺いたい。

（日本政策投資銀行 蓮江次長）

ありません。

（青森銀行 野口調査役）

ありません。

（東北容器工業 辻専務取締役）

ありません。

（会長：商工観光課 澤田課長）

質問、意見が無いので、「おいらせ町復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいか。

（出席者一同）

<異議なし>

（会長：商工観光課 澤田課長）

それでは、「おいらせ町復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定する。

（会長：商工観光課 澤田課長）

その他について、事務局の説明を求める。

（事務局：商工観光課 安藤主任主査）

先ほど、決定した「おいらせ町復興推進計画（案）」の内容により、認定に向けた作業を進めるが、今後、国とのやり取りの中で、字句の訂正等があるかと思われる。その点については、了解願いたい。

（会長：商工観光課 澤田課長）

事務局からの説明について、異議はないか。

（出席者一同）

<異議なし>

（会長：商工観光課 澤田課長）

異議なしということで、今後は、所要の手続きを済ませた後に、速やかに復興庁へ提出する。

以上で、本日の議事を終わる。

（6）閉会 〔15：20〕

（おいらせ町商工観光課 三村課長補佐）

以上